

第六項記号ノ要求書提出後交渉ナク復書負ニ於テ  
モ回答期日ヲ求メス工場主ノ裁量ニ待テツ、アル  
状況ナリ

大警察事故

作業平常ノ道ニシテ常職團等ノ設ケナク目下特記ノ  
事項ナキ天候并注意中  
右及申ハ海ノ難候也

5.4.22  
1157

労務第一二〇〇号

昭和五年四月十六日

警視總監 丸山鶴吉



AA

内務大臣 安達謙藏 殿  
社会局長官 吉田茂 殿  
各廳 府 縣 長 官 殿 (兼 藩 長 官 兼 警 署 長 官)

白坂製材所労働者議ニ關スル件 (第二報)

要旨——最長會議開測ヨリ提出セル要求ニ對シ回答スルハ四月十日ニ場主ト交渉セル迄ト拒絶セラレ  
引揚タルレ作業者分急業後分ナルニ比較的穩健ナリ

標記第議其ノ後ノ状況左ノ通

一 事業主側

現在、經營状況ニ鑑シ従業員ニ日給定額支拂ニテハ收支償ハ